

凡 例

- (1) 本報告書で用いた年次は、特記しない限り暦年 (1 ~ 12月) である。
- (2) 「国」という表現には「地域」を含む場合がある。
- (3) 本報告書では、特記しない限り原則として、各国・地域を以下のように分類している。
- ・ **先進国** : O E C D 加盟国。ただし、一人当たり G D P (2010年。市場レートベース。) が 1 万米ドル以下の国 (チリ、トルコ、メキシコ) を除く。
(31か国 : アイスランド、アイルランド、アメリカ、イスラエル、イタリア、英国、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルグ)
 - ・ **途上国** : 先進国以外の国。
なお、途上国の中でも、特に G 20 に参加する中国やインド等を中心に、高い経済成長を遂げている国々を「**新興国**」と呼ぶ。
- (4) 通貨価値の増 (減) 価率は、I M F 方式 (1 ドル当たりの自国通貨表示を (比較年時 - 基準年時) / 比較年時 で計算したもの) によっている。

本報告は原則として平成 26 年 12 月 5 日までに入手したデータに基づいている。